

広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―9 (略) 10 第五条第一項第五号の規定にかかわらず、別表第五の使用料は、令和七年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。	附則 1―9 (略) 10 第五条第一項第五号の規定にかかわらず、別表第五の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1・2 (略) 3 第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第四の使用料は、令和七年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。	附則 1・2 (略) 3 第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第四の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。

(広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例(令和二年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第七条から第九条までの規定は、施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者についても適用する。この場合において、新条例第七条第二項中「プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は」とあるのは「係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者は」と、「その係留保管を開始した日から三十日以内」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年九月三十日までの間」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第七条から第九条までの規定は、施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者についても適用する。この場合において、新条例第七条第二項中「プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は」とあるのは「係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者は」と、「その係留保管を開始した日から三十日以内」とあるのは「令和五年四月一日から同年九月三十日までの間」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。